

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和6年3月21日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 泉委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和6年3月21日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について

横浜市特別支援教育推進指針（原案）について

南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について

全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

3 審議案件

教委第64号議案 教育委員会事務局職員の人事について

教委第65号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第66号議案 横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について

教委第67号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

教委第68号議案 教職員の人事について

教委第69号議案 教職員の人事について

教委第70号議案 教職員の人事について

教委第71号議案 横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。2月21日の会議録の署名者は中上委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月8日の教育委員会定例会及び3月15日教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

3/18 こども青少年・教育委員会

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月18日に市会常任委員会である、こども青少年・教育委員会が開催されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について

○横浜市特別支援教育推進指針（原案）について

○南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について

○全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらは前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

なお、前回の教育委員会臨時会で御報告した、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」は、臨時会及び市会常任委員会での御指摘を踏まえ、再発防止策の再検討を行っております。新しい再発防止策については、まとめ次第、教育委員会会議にも報告を行う予定です。

次に、報告事項として、この後、所管課から、4点報告いたします。まず、1点目ですが、「横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について」、2点目は、「横浜市特別支援教育推進指針（原案）について」、3点目は、「南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について」、最後に4点目は、「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。
特になければ、次に「横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について」、所管課から御報告いたします。

鈴木生涯学習
担当部長

生涯学習担当部長の鈴木です。よろしくお願いたします。横浜市文化財保存活用地域計画の原案を策定いたしましたので、御説明させていただきます。詳細は生涯学習文化財課長より御説明いたします。

小野寺生涯学
習文化財課長

生涯学習文化財課長の小野寺です。よろしくお願いたします。お手元に「横浜市文化財保存活用地域計画（原案）の策定について」という資料と、計画の原案概要版と原案の本体の資料をお配りさせていただいております。説明は「（原案）の策定について」という資料で御説明差し上げます。資料を御覧ください。

平成30年の文化財保護法の一部改正により、市町村が作成する文化財保存活用地域計画が法定計画として位置付けられました。本市においても、文化財の保存・活用に関する現状や課題を整理するとともに、保存・活用の基本的な方向性や取組を可視化し、多様な主体が連携して文化財の保存・活用の取組を計画的、継続的に推進するため、横浜市文化財保存活用地域計画の作成を進めてきました。令和5年第4回市会定例会こども青少年・教育委員会に御報告した横浜市文化財保存活用地域計画（素案）について、市民意見を募集し、貴重な御意見をいただくとともに、横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会及び横浜市文化財保護審議会において学識経験者等の意見聴取等を行いました。いただいた御意見等を踏まえ、横浜市文化財保存活用地域計画（原案）を策定しましたので、御報告いたします。

「1 市民意見募集」の「（1）実施概要」でございます。「ア 募集期間」は、令和5年12月22日から令和6年1月26日まで行っております。「イ 意見の提出方法」ですが、横浜市電子申請・届出システムや電子メール等で御意見を頂きました。「ウ 意見募集の周知方法」ですが、広報よこはま11月号に掲載したり、記者発表を行ったり、教育委員会ホームページなどで周知を行いました。また、施設等で本編や概要版の閲覧やチラシの配布などを行っております。そちらの施設の概要につきましては、①、②に書いておりますように、市内の441か所、市役所・区役所や地区センター等で行っております。

「（2）実施結果」でございます。「ア 意見の提出状況」ですが、66通、139件の御意見が寄せられております。提出いただきました「① 意見の提出方法や年代の内訳」等につきましては、表の記載のとおりでございます。「② 提出者の居住地の内訳」でございますが、市内の方から66通中53通頂いております。

資料の右上に行きまして、市民意見の「イ 項目別意見数」をまとめております。計画の章立てごとにまとめた表になりますが、多く御意見を頂きましたのが「第5章 文化財の保存・活用の方針と施策」についてで、30件となっております。次に多かったのが「第6章 文化財の総合的・一体的な保存・活用」についてで、27件の御意見を頂いております。

こちらの御意見の内容別にまとめた表が、その下の「【参考】市民からの主な御意見」という表になっております。多かった順にまとめておりますが、表の中、左端の内容で御覧いただきますと、「個別の文化財の保存・活用に関すること」が、右側の意見数にございますように31件となっております。また、次に多かったのが「連携・協力、推進体制に関すること」で、17件となっております。その次に多かったのが「計画全体への賛同・期待」などを書いてくださった御意

見で、16件となっております。以下、「施設に関すること」ですとか、今回の計画で設定させていただいている「関連文化財群に関すること」、また、「情報の発信の充実」に関すること、「防災対策に関すること」、「学び・体験の充実」に関すること、それから、一番下の「所有者・管理者への支援」についての御意見を頂いております。

資料3ページ、裏面になりますが、「ウ 御意見の対応状況」でございます。今回寄せられた御意見の対応状況といたしましては、「反映」させていただいたものが、意見数で言いますと10件となっております。「包含・賛同」させていただいたものが37件、【参考】とさせていただいたものが87件、「その他」に分類しましたものが5件となっております。

その下、「2 横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会及び横浜市文化財保護審議会からの主な御意見」になりますが、学識経験者等から頂いた御意見について御紹介させていただきます。今回、本計画の作成にあたっては国の指針に基づきまして、学識経験者、文化財所有者、文化・まちづくりに関する団体、市民団体等で構成する「横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会」を設置しております。そちらでの御意見や、文化財に関する有識者で構成する「横浜市文化財保護審議会」からも御意見をいただきながら作成を進めてきました。素案についても幅広い視点での御意見をいただいております。「【参考】主な御意見」につきましては四角の中に掲載しておりますが、少し御紹介しますと、「文化財関連施設については、教育委員会所管の博物館だけではなく、他局が所管する施設や民間の施設も含めると、ネットワーク構築を考えやすくなる」といった御意見や、計画の「認定後、本計画を市民にきちんと伝えることが大事」といったような御意見を頂いております。

その下、「3 子どもからの主な御意見」ということで、今回、小学校や無形民俗文化財保護団体に職員がお伺いしまして、小学校6年生を中心に御説明して、御意見をいただいております。「【参考】主な御意見」を御紹介させていただきます。下線を引いてある御意見になりますが、1番上の「もっと体験できる機会が増えるといいと思う」といった御意見や、上から3番目の「歴史は難しい。分かりやすく伝えることが大事だと思う」という御意見がございました。また、下から2番目の御意見です。「昔からの伝統をつなぐっていいなと思う」といったような意見が寄せられています。

次に、こうした御意見の「4 原案への反映」になります。市民意見募集や横浜市文化財保存活用地域計画作成に関する協議会、横浜市文化財保護審議会でもいただいた御意見のほか、今回は文化庁や神奈川県からも指導・助言等がありますので、そうした御意見を踏まえまして、素案を一部修正して、原案として策定しております。主な変更点として、(1)以降、5点ほど御紹介させていただきます。

(1)になります。章立てとしては、「序章 1節 計画作成の背景・目的」のところになります。本編でいきますと2ページ目になります。頂いた御意見は表の右側の欄のところがございますが、審議会でもいただいた意見です。「市の地域文化財登録制度に関する説明に、『緩やかな規制で幅広く保護する登録制度』とあるが、指定制度と比べて、要件が緩やかという意図なら、『緩やかな基準で幅広く保護する』という表現がよい」、基準のほうが良いのではないかという御意見がありましたので、素案を原案にする際に、規制という表現ではなくて、基準という表現で変更しております。

次に、資料の右上4ページになりますけれども、2点目になります。(2)は、第1章の中の「⑥文化財関連施設」についての表記になります。18ページに

図で各施設の所在マップを記載しておりますが、先ほど学識経験者等の御意見のところで御紹介させていただきましたように、協議会で他局や民間の施設も入れたほうが良いという御意見をいただきました。また、市民の方からも「横浜市には横浜市歴史博物館をはじめ、横浜の歴史文化を学べる施設がたくさんある。計画に記載のある施設については地図に追加したほうがよいと思う」という御意見がありましたので、マップにはほかの施設、本計画に記載している市の関連施設や、博物館法に基づく登録博物館を追加する形で改めております。細かい掲載施設については、こちらの資料に掲載している内容が追加文になっております。

それから、3点目です。「(3) 第4章 4節 目指す姿の実現に向けた課題」についての部分になります。いただいた御意見欄を御覧いただきますと、市民の方から「本市における戦時中の動向や戦争遺跡の存在を加筆されるべき」、また、「戦争の事実を次世代に伝えていくことは必要。そのためにきちんと遺跡調査をし、客観的事実をもとに正しく伝えることが大切」といったような御意見をいただいております。これらの御意見を踏まえまして、素案の中で課題を記載させていただいたところに、もともとの文章は「戦後の歴史的建造物や近代の遺跡等、調査が進んでいない分野の調査の実施」と記載しておりましたが、近代の遺跡に関する説明として、括弧書きで「おおむね幕末開港期から第二次世界大戦終結頃までの遺跡。軍事に関する遺跡を含む」ということで、記載を明記しております。

次に「(4) 第4章 4節 目指す姿の実現に向けた課題」についての部分になります。こちらにつきまして頂いた御意見、「若い世代にいかん『つなげる』のか、その橋渡しができなければほかの『まもる』『いかす』も崩れてしまう。自分の街を愛し、誇りに思えるよう、良いイベントや勉強会を行ってほしい」という市民の方からの御意見、また、「実際に体験できる機会やイベントが増えるといい。楽しいと感じることが大切」という小学生の方からの御意見をいただいております。こうしたことを踏まえまして、記載に「多様な主体の連携」の次に「子どもから大人まで幅広い世代の参画」というのを追記しまして、そのために「新たな担い手や守り手の創出が必要です」というようなことで修正しております。

最後に5点目、「第7章 文化財の保存・活用の推進体制」についてでございます。こちらの御意見としましては、「防災だけでなく、防犯についても触れたほうがよいのではないか」というような協議会の意見や、「多様な主体による連携は、防災のみならず防犯にも有効だと思う。文化財を地域で守れるような意識醸成ができるといい」というような市民の方からの御意見がありました。そうしたことを踏まえまして、もともと「災害発生時などにも有効」ということで計画素案に記載がございましたが、「防犯対策としても有効」という形で防犯についても触れさせていただいております。以上5点、主な修正点として御紹介させていただきます。

次に、「5 今後のスケジュール(予定)」でございます。令和6年3月、市会常任委員会と市民意見募集結果の公表につきましては、14日に行わせていただきました。今月の末までに文化庁に原案を提出予定でございます。その後、6月に文化庁への認定申請を行いまして、7月には文化庁による認定、そして、計画の公表を目指してまいります。説明は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。今回の計画は、「まもる」というところだけで

はなくて、「いかす」と「つながる」というところにもかなり焦点が当てられていて、その意義は深いと思いますし、そこについて様々な方からの貴重な意見、特に小学生からも意見をいただけたということ、非常に嬉しく思います。こうやってアウトリーチしながら子どもたちの意見を聞いていくというこのスタイルは、ぜひほかでも更に広がっていくと良いなと思います。

いただいた意見の中で、A3の裏の4ページですが、素案から変更した点というところで、原案の「子どもから大人まで幅広い世代の参画」と書いてあります。これを実際に実現していくためには、ハードルを低くしていくことがすごく大事だと思います。なので、直球で文化財について知ろうという角度だと、子どもたちの関心を広げるということにはなかなかつながらないと思うので、いろいろな掛け算、子どもたち若しくは様々な年代の方々が関心のあるテーマを掛け算した入り口の設計などを工夫していただくことが、この修正した原案の内容を実現していくために大事だと思います。

あと、今回計画の中の9つのストーリー、5つの特徴の掛け算がすごく良いなと思っているのですが、入り口の設計においては物語がすごく大事だと思います。一つ一つの文化財が点ではなくて、私たちの生活している土地の地形や歴史など、関わってきた人たちの生活とこんなにつながっているといったことが感じられる物語が今回提示されたと思います。そこは分かりやすく子どもたちも書いてくれましたが、ぜひここを伝える材料の工夫もしていただきたいと思います。今回、小学生にも説明して意見をもらったと思いますが、そのときに使った資料などは、ほかの方々にも伝わる資料になっているのではないかと思いますので、ぜひその活用も、今回一回聞いて終わりではなく、続けていただければと思います。

あともう一つの件として、4ページ目の一番上の(2)第1章 ⑥文化財関連施設の市民の方からの御意見で、計画に記載のある施設を地図に追加したほうが良いという御意見を頂いていたり、その所在マップについての御意見があると思います。以前、学校を訪問した際に、小学生が自ら調べ学習したことをデジタルマップに入れて、しかも子どもたちがそれを作って、調べたことをどんどん載せて編集していくということをしていました。マップの形をかちっと決めて、それを印刷して、何年後かにしか更新されないというものよりは、子どもたちもいろいろな人たちが参加して編集していけるような、そういったデジタルのことも組み合わせしていくものにしていくと、子どもたちも自分たちが関わって作っているというものにもなっていくと思います。それが「つなげる」ということにつながる取組だと思うので、地図、マップということを考えるときにも、ぜひその視点を入れていただければ良いのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということによろしいですか。

森委員

そうですね。はい。

大塚委員

今、森委員がお話くださった部分と重なるのですが、今回、市民の皆様方から意見をいただくということの価値、意味、重要さというのをすごく感じます。それが今度の原案にきちんと反映されていくということが非常に重要だと改めて実感いたしました。今、子どもからの主な意見ということで、今回、多様な主体の中にしっかり子どもも位置づけて策定されているということが、非常に大事な部分だと思います。6年生を中心にとということと、あと、無形民俗文化財の保護団体ということで、どういう状況で意見を伺ったのかということをもう少し詳し

く聞かせていただければと思います。

小野寺生涯学習文化財課長

子どもの御意見を募集と言いますか、御説明して御意見を聞く形ですが、私たち生涯学習文化財課の職員が伺いました。森委員からもありましたが、大人向けの説明ですと少し難しいので、少し易しい形で文章を書き換えましたパワーポイントを使って御説明して、子どもから御意見を頂くという場面を作りました。伺った学校によっては、事前に先生からそのパワーポイントの説明を受けている児童生徒もいらっしゃいましたので、既に御自分の御意見を書き出してくださったりというような作業をされていた方もいらっしゃったのですが、基本的には教育委員会事務局から御説明して「どう思う？」とか「どうしたらもっと分かりやすく伝わると思う？」とか「つながると思う？」というようなことを投げかけさせていただきました。児童生徒が実際にどのように感じていらっしゃるかというところは、キャッチボールしながら今回意見を聞かせていただきましたが、非常にしっかりと御理解いただいている、「知られてないよ」という率直な御意見も頂きましたし、「ほかの日本とか世界の歴史については知っているけれども、本当の地域の歴史についてはなかなか自分たちでも知る機会がないです」というようなところもありましたので、貴重な機会として意見を頂いてまいりました。

大塚委員

ありがとうございます。イメージが湧いてきました。子どもと直接対話をするというのは、できそうで、できにくい部分であると思いますが、今後この策定が実施されていく上で、またこのような方法や手段などで、ぜひ小・中・高等学校と子どもたちは様々な思いを抱いておりますので、意見をしっかりと受け止めながら行っていったいただきたいと思います。特に「子どもからの主な御意見」の一番上に「もっと体験できる機会が増えるといいと思う」と書いてあるのですが、子どもたちの体験のイメージというのはどのようなものを指しているのかということもしっかり捉えていただきたいと思います。こちらサイドの体験と子どもが願っている体験が双方向でうまく合致していくと、子どもたちが興味・関心を持って未来の担い手として成長していくのではないかと期待していますので、よろしく願いいたします。意見です。

中上委員

前に地域計画ができたときもコメントしましたが、今まで文化庁が主管として指導やどのように保存するかというような議論が多かったのですが、今回の計画によって、活用というところにスポットライトが当たって、初めて体系的にまとめられ、素晴らしい計画になったと思います。また、市民の方からの意見を見ても、先ほどの4ページにあります。教育委員会事務局所管以外のいろいろな管理施設があるわけです。そこでのネットワークと言いますか、それが非常に大事で、教育委員会事務局だけでは予算も人も限られている中で、他局と一緒に文化財を活用していくことが大事ではないかというのが今回の市民の御意見でも指摘されて、そのとおりだと思います。

2ページにもありますが、特に市民や学生、専門機関、ボランティア、NPO等との連携が非常に大事だということで、組織名を見ても生涯学習文化財課という名前ですから、生涯学習、子どもから大人まで、いかに横浜市の文化財をうまく活用していくかが大切です。横浜市は非常に魅力的な、我が横浜市にみんな住んで良かったと言いますか、また、全国的にも、特に開港期の歴史的建造物の保存・活用の仕方は、都市デザインから見ても非常にリードしています。実際に韓国の仁川から友好の交流項目の最初にオーダーがあったのは、開港期の歴史的建造物をどのようにうまく生かしているのか、そのノウハウを知りたいというのが

あったわけです。外国からも非常に注目されていますし、横浜市は大空襲でほとんど資料関係が散逸してなくなってしまうと思いますが、その中でいかに活用に力を入れてきたかということ、自分たちも今回の計画で改めて体系的に勉強することができたので、非常に良かったと思います。

ここにもありますように、これは教育にかかわらず、そもそも横浜市の中だけでの活用は限られています。企業の文化芸術だと企業メセナというのがありますが、企業も社会的責任として文化をいかに守っていくかという責任があると思います。ですから、企業からもいろいろな意味での支援など一緒に活用していくことを、言うのは簡単でなかなか大変だと思いますが、寄附をいただいたり一緒に活動に参加してもらおうという仕掛けを、ぜひ民間の知恵を借りながら一緒に文化財と、横浜市の魅力も非常にアップしていくと思うのです。計画を立てると課題がいっぱい出てきて職員の人は大変だと思いますが、これは教育委員会事務局だけで背負うのではなくて横浜市全体で背負っていく話ですので、ぜひ引き続き頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

四王天委員

私も以前この会があったときに、自分の街をきちんと語れる横浜人になりたいと思いました。そのためにはこういう取組が非常に重要だということをお伝えしたかと思います。今回も新しいリポートの中で、ほかの委員も御指摘されていますが、「子どもからの主な御意見」というのが取り上げられています。この内容を見ると、SDGsの考えが非常に浸透しているな、それに基づいているなというのがよく感じられます。インターネットでという話もあり、どこに何があってどんなものかというのは確かにインターネットで調べることができるのですが、上に取り上げられている、体験できたら良いなという意見がございます。実際の文化財には手を触れてはいけないものや、あまり近寄ってはいけないものなど、そういった貴重なものが多いかと思いますが、何か体験できるもので想定できるものがもし何かありましたら、教えていただきたいと思います。

小野寺生涯学習文化財課長

体験できるものとしては、今の取組の一つの事例で言いますと、出前講座、出張ですね。学校に行ってお話する講座の中で、実物の土器に触れていただく機会というのを設けたりしています。文化財ですと一般的にはなかなか直接触れたり、見たりなどは難しいものもありますので、様々工夫しながら、IT技術なども使いながらということになると思いますが、文化財に関してはそういった機会を設けたいと思います。あと、無形民俗文化財につきましては、実際に演じてみるという、お子さんも例えばお囃子や獅子舞というようなもので自分も体を動かしたり、例えば地域の保存している団体などに御協力いただいて行ったりということなども企画としてはあるかと思います。横浜市だけで自分たちで取り組もうと思うという限界はありますが、民間団体の方などにも御協力いただきながら、実体験の場というのを増やしてまいりたいと思います。

四王天委員

確かに祭りなどは全国的に減少してきている傾向かもしれませんが、伝承ということも意識されていますので、ぜひそういうところにも積極的に参加できるようにしていただきたいと思います。何よりもこういうことに触れたいという気持ち、関心を持っていただくことがすごく大事で、感性を養うという点では非常に大きなものだと思いますので、ぜひ体験的なものを増やしていただければと思います。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

泉委員

私もほかの委員とほぼ同じ感想になりますが、今回、保存・活用の方向性として、「まもる」「いかす」「つながる」という目指す姿を明示されまして、それを基に文化財を持続可能な方法で保護していくという明確な意思の在り方を示された点で大変好ましく思いました。そして、市民意見を募集されていましたが、この表を見ますと、とても丁寧に分析・反映されていまして、市民の声に徹してまとめられた姿もお見受けしました。

ただ、提出された意見の年代の内訳を見ますと、どうしても若年層の意見がなかなか出なかったことが見て取れまして、青年期、10代から20代の意見がなかなか吸い取れず、なかなか関心を持ってもらえないのかなということは見ていて少し思いました。この文化財の保存・活用の在り方というのは、文化財を核として地域への帰属意識を醸成したり愛着の醸成ということに大変資する、望ましい方法かと思えます。ですので、策定後の広報、情報発信の在り方、利用の仕方につきまして、できれば若年層の認知にどのようにすれば資するかということを考えながら行っていただければと思いました。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。

泉委員

はい。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、「横浜市特別支援教育推進指針（原案）について」、所管課から御報告いたします。

佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャーの佐藤でございます。「横浜市特別支援教育推進指針（原案）について」、所管課長から御説明いたします。

金井特別支援教育課長

特別支援教育課長の金井です。皆様のお手元に「横浜市特別支援教育推進指針（原案）について」という説明資料、また、横浜市特別支援教育推進指針の概要版と原案の案をつけさせていただいておりますので、そちらを参考にしながら御説明させていただければと思えます。説明は上のほうに「横浜市特別支援教育推進指針（原案）について」と書かれたもので御報告させていただきます。

令和5年9月に教育委員会定例会にて御報告しました「横浜市特別支援教育推進指針（素案）」について、11月1日から1か月間、市民意見募集を実施いたしました。また、併せて特別支援教育懇談会、保護者団体や横浜市PTA連絡協議会に直接御意見を伺いました。これらの御意見を踏まえまして「横浜市特別支援教育推進指針（原案）」を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

「1 市民意見募集等の実施概要」を書かせていただきました。「（1）実施期間」は先ほど申し上げたとおり、令和5年11月1日から令和5年11月30日までの1か月間になります。「（2）周知先」につきましては、横浜市のホームページ、各区の区政推進課などに周知させていただきました。「（3）意見提出方法・実施方法」の市民意見募集につきましては、横浜市電子申請・届出システムや電子メールを活用させていただきました。また、団体ヒアリング、特別支援教育懇談会につきましては対面にて実施させていただいております。

次に、「2 実施結果」でございますが、「（1）意見提出状況」の「市民意

見募集」につきましては、総数で108件の御意見を頂きました。また、「保護者団体等」からは、意見を159件頂きました。「(2) 意見対応分類」をまとめさせていただいております。頂いた総意見数267件のうち、素案から原案に変えるときに修正させていただいた件が56件、頂いた御意見が素案の中に含まれていた、賛同されていたという御意見が23件、頂いた御意見を参考にさせていただいたのが179件となっております。また、その他は9件ありまして、合計で267件という内訳となっております。

続いて資料の右上を御覧いただければと思います。「(3) 主な意見の分類」につきまして、市民意見募集につきましては個別支援学級についてが一番多く21件、次に医療的ケアが12件、教員の専門性の向上が11件というような形で意見を多く頂いております。また、保護者団体等から頂いた御意見につきましては、インクルーシブ教育が多く40件、関係機関との連携につきましては20件、交流及び共同学習・副学籍交流については12件、その他、通級指導教室など、多く幅広く御意見を頂いております。

それと同時に、「3 特別支援学校に通う生徒向けアンケート」を実施させていただいております。「(1) アンケートの対象」としましては、盲、ろう特別支援学校の高等部の生徒、また、高等特別支援学校等の生徒の皆様にご聞かせいただきました。「(2) アンケートのテーマ」ですが、指針についてといってもやはり生徒の皆さんにはなかなかなじみがないということで、学校生活を振り返って感じるということというテーマで意見を聞かせていただいております。

回答は110人から御意見を頂いております。まず一つ、「ア もっと学びたかったこと」としては、「同級生とカフェがやりたかった」「現場実習や働き方をもっと学びたかった」というような御意見を頂いております。また、「イ 学校に伝えたいこと」では、「3年間楽しむことができて良かった」「もっとみんなが青春を送れるような学校になってほしい」というような御意見を頂きました。

下のほうに「ウ 小・中学校在籍時における交流及び共同学習等について」ということで、その結果を次のページに書かせていただいております。まず、「(ア) 小・中学校時に、一般学級に在籍していた児童生徒が、一般学級で学ぶことに関して感じた気持ち」はどうだったかということ聞いてみました。小学校で一般学級を卒業した方は「大変だったので、みんなと一緒に学ぶのは難しいと感じた」というのが11%いました。ただ、「大変だと思うこともあったが、楽しく活動できた」が47%、「特に不安なく、友達と楽しく学んで活動できた。」というものが32%というような結果が出ました。また、中学校で一般学級を卒業した方につきましては、「大変だったので、みんなと一緒に学ぶのは難しいと感じた」がちょっと増えまして14%、ただ、「大変だと思うこともあったが、楽しく活動できた」というのが43%、「特に不安なく、友達と楽しく学んで活動できた」というのが43%いらっしゃいました。

また、「(イ) 小・中学校時に個別支援学級に在籍していた児童生徒が、一般学級(交流級)と交流及び共同学習を実施したときに感じた気持ち」というものを聞いてみました。小学校で個別支援学級を卒業した方につきましては、「大変だったので、みんなと一緒に学ぶのは難しいと感じた」という人がちょっと増えまして21%、ただ、「大変だと思うこともあったが、楽しく活動できた」が46%、「特に不安なく、友達と楽しく学んで活動できた」が24%という結果が出ております。また、中学校で個別支援学級を卒業した方につきましては、「大変だったので、みんなと一緒に学ぶのは難しいと感じた」というのが24%、ただ、「大変だと思うこともあったが、楽しく活動できた」が42%、「特に不安なく、友達と楽しく学んで活動できた」というのが27%というような結果が出ておりま

す。

以上を踏まえまして、生徒意見の学びたかったこと等につきましては、今後の学校運営・学校支援に生かしていきたいと考えております。また、これからインクルーシブ教育の実現に向けたモデル的取組を進めていくにあたりまして、特別支援学校高等部の1から2割程度の生徒が、小中学校時代に「一緒に学ぶことが難しい」と感じていたことを十分に考慮しまして、一般校での交流の在り方の研究・検討を進めていきたいと考えております。

続いて「4 指針（素案）からの主な変更点」をまとめさせていただいております。まず、左側に主な御意見を要約したもの、真ん中のところに主な変更点等を書かせていただいております。一番右のところに原案の該当箇所ということで、ページを書かせていただいております。

まず、「インクルーシブ教育」につきましては、主な御意見として「横浜市がノーマライゼーションの理念などについて、インクルーシブ教育と併せて、どのように考えていくのかが分かりにくい」という御意見がありました。それを踏まえまして、本市の障害者プランに掲げる地域共生社会の実現に向けた基本目標に基づくこと、また、インクルーシブ教育の研究・検討を通じて、だれもがその能力を発揮し、共生社会の一員として、ともに認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会を目指すことを追記させていただいております。続いて右上のところを見ていただければと思います。「横浜らしいインクルーシブ教育に向けた横浜市の強みとして、医療・福祉との連携体制に触れるべき。」という御意見を頂きました。また、それを受けまして、本市の強みとして、地域療育センターの整備と連携、横浜型センター的機能の実施を追記させていただきました。また、「横浜らしいインクルーシブ教育が、どういうことなのかが分かりにくい」、こういう御意見を受けまして、本市の強みを土台に、医療・福祉等の関係機関とも連携し、これから横浜らしいインクルーシブ教育を追求していく趣旨が分かりやすく伝わるよう、図及び文章を修正させていただきました。その他いろいろ御意見をいただいておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

続いて、「通級指導教室」のところでございますが、「個々の子どもの特性や学習意欲、情緒の状態などを適切に把握して、一般学級の担任と共有できる専門性が必要」ではないかという御意見を頂きました。それを踏まえまして、一般学級の担任との連携を深める取組の推進について、追記させていただいております。また、「通級指導教室で、どのようなねらいに基づき、学びが展開されているかについて、多くの教職員の中で共有する必要がある」という御意見を受けまして、通級指導教室における学びのねらい、また、支援センター機能の役割、取組事例、通級指導教室における取組や、学びの効果を多くの教職員が共有できる仕組み作りの検討について、追記させていただいております。その他、こちらをまた御覧いただければと思います。

続いて、次の御意見は「個別支援学級」のところを御説明させていただきます。「個別支援学級を担任する教員の専門性不足とその向上をあげているが、教員の専門性をめぐる課題の深刻さがあまり伝わらないように感じる」というような御意見を頂きました。それを踏まえまして、現状と課題に、近年、個別支援学級初担当者研修受講対象者が毎年200名を超えている現状や、厳しい実情を踏まえた中でも継続した人材育成に取り組むことを追記させていただいております。また、「一般学級と個別支援学級の交流の実態調査と検証から始めるべき」という御意見を踏まえまして、これまでの交流効果の振り返り、一般学級の担任との連携を深める取組を進めること、個別支援学級のノウハウを一般学級で生かすための取組等を検討していくことを追記させていただいております。

続いて、「特別支援学校」です。「今回の指針で打ち出した方向性は、軽度の自閉症の方向けの特別支援教育であって、重度自閉症障害の児童生徒に対する視点が無いように思う。特に、自閉症の中でも先生の対応が難しい強度行動障害の記載が無い」のではないかと御意見を頂きましたので、特別支援学校における現状と課題に、行動障害への対応力向上を位置づけ、今後の方向性としまして、医療・福祉機関による助言や強度行動障害研修への参加による教員の専門性向上に取り組むことを追記させていただいております。また、「特別支援学校における専門家との連携について、医療と福祉の連携に触れているが、医師や臨床心理士等が含まれていない」という御意見を踏まえまして、専門家と連携強化の中に、医師、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどを追記させていただいております。

続いて、「医療的ケア等」の御意見になります。「医療的ケアについて、看護師の専門職が増えたとしても、子どもの担任である教員には、医療的ケアの必要性や安全面などを理解していただく必要があると思う。理解が薄くならないよう進めていただきたい」という御意見を踏まえまして、教職員の理解が薄くならないよう、改めて医療的ケアを学校看護師と教職員の協働により取り組む重要性を追記させていただいております。

続きまして、「関係機関との連携等」についての御意見になります。「センター的機能について、どこまでうまく機能してきたのか、これまで取り組んできた課題をしっかりと振り返り、今後につなげていくことが必要ではないか」、また、「センター的機能について、先生から動く、という意識がなかなか浸透していない印象」があるというような御意見を踏まえまして、センター的機能の活用促進に向けまして、普及啓発に加え、これまでの対応の振り返りと今後の好事例の積み上げを行いながら、連携強化の在り方を検討していくことを追記させていただいております。

次に、最後になりますが、「5 今後のスケジュール」を書かせていただいております。令和6年4月以降、学校現場や関係団体と共有した上で、各施策について着実に推進していきたいと考えております。

また、最後に「参考」ということで、主な御意見を書かせていただいております。こちらは意見が多かった分類の項目から抜粋しまして要約したものを載せさせていただいておりますので、参考まで御覧いただければと思います。説明は以上になります。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

泉委員

御説明ありがとうございました。いくつか意見と質問をさせていただきたいと思います。最後に感想を申します。まず、一つだけ質問させてください。特別支援学校に関することですが、32ページに特別支援学校の各障害種別の課題等を挙げていただいているかと思っております。その中で少し気になりましたのは、従来から言われておりますが、横浜市の病弱特別支援学校のプレゼンスがちょっと見えにくいという指摘があるかと思っております。今回も新型コロナウイルス感染症を経験しまして、実は病弱特別支援学校というのは、コロナ過以前よりもICTの活用や、障害や病気の子どもの心理的支援、メンタルヘルスの支援において、先進的に取り組んでいらっしゃるものと思っております。横浜市の病弱特別支援学校では、ずっと前からかなり先進的に、テレビ会議システムの導入の頃から導入されていまして、そういった点ではかなり取り組んでいらっしゃるものと思っておりますので、ぜひその知見の積み重ねをどのように生かしてきたかなど、そういったプレゼンス

が見えるようなところをお聞かせいただければと思います。まずそこが質問の1点目です。

あとは、全体のコメントと言いますか感想になるのですが、まず一つ、本当に全体を通してあらゆるところで教員の専門性の向上というキーワードが出てきたかと思います。ただ、この教員の専門性の向上というのも、ちょっと前までは障害のある子どもについてどう支援するか、どう教育するかといった専門性だったと思いますが、近年ではそれだけではなくて、障害のある子どもとない子どもをつなぐような専門性や、先ほどもありましたように行動障害や医療的ケア児といったものの専門性、あるいは自分とは違う職種 of 専門家との連携など、様々な専門性が教員に求められています。ただ、やはりどう考えましても全てを全教員に持っていただくことは難しく、ここで重要になってくるのは、ここでも書かれておりますように、連携が重要になってくるかと思えます。センター的機能を活用しながら、学校とは違う専門的施設等と積極的に密に連携していくことが、今後は更に重要になってくるのではないかと考えて読ませていただきました。

あと、御質問ではなくて意見です。市民の皆様からの意見でも多かったところで、横浜らしいインクルーシブ教育とは何かというような御質問が多かったと思えますが、私自身は全体を読ませていただいて、おそらく横浜らしいインクルーシブ教育とおっしゃっているのは、こんなことではないかと思ったことが一つあります。それは、国は多様な学びの場の連続性とよく言っています。近年、インクルーシブ教育などが注目されてくる中で、世界の状況と日本の状況にあまりにも乖離があることから、どうしても議論がゼロか100かみたいなことになってしまうという課題があると思えます。その中で、横浜市が今後進めていく特別支援教育、インクルーシブ教育の在り方というのは、多様な学びの場の連続性の質を担保するような印象を持ちました。先ほども申しましたように、他職種や他機関との連携を強化したシステムの中で取り組む点というのが横浜らしきものではないかと思っています。なので、ゼロか100かという議論ではなくて、本当に子ども一人ひとりを大切にしたい教育を展開していくという点で、横浜らしいインクルーシブ教育ということをおっしゃっているのではないかと思いつつ読ませていただきました。以上が感想になります。

鯉淵教育長

御質問の部分について。

古川特別支援教育課首席指導主事

御質問ありがとうございます。特別支援教育課の古川でございます。病弱特別支援学校において、泉委員におっしゃっていただいたように、これまでテレビ会議システム等で、朝の会や活動について一緒にいろいろな場をつないでやっていくということをしてきて、一定程度成果を上げてきていると思えます。加えて、コロナ過以降、GIGA端末を使いまして、離れた場、例えば本校の教員と病院を結んで、グーグルのClassroom等を活用して遠隔の授業を行ったりということをしているところでございます。今、課題になっているのは、高等部段階の生徒がいろいろなところから入院で来られますが、そういうお子さんたちの学習保障というところが課題になっておりますので、指針にも書かせていただきましたが、今お伝えしたような遠隔の授業等を活用して、子どもたちの学習保障というのも適切に行っていきたいと考えております。

それから、専門性の向上については、泉委員におっしゃっていただいたようにそれぞれの連携ということがポイントになってくると思っておりますので、各学校にいる特別支援教育コーディネーターを中心にそちらの連携、それから、特別支援学校、療育センター、通級指導教室等のセンター的機能を充実させていっ

て、そちらを活用しながらつながりを持って、一人ひとりのニーズに応じた支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。たくさんの貴重な御意見を皆さんから頂いた中で、インクルーシブ教育のためのインクルーシブ教育ではなく、どういう社会を願ってのインクルーシブ教育なのかということをもう少し分かりやすく書いてほしいという御意見があり、そこを修正しましたとあるのですが、どのように修正したのか、もう少し詳しくお聞かせいただけますでしょうか。7ページですね。

金井特別支援
教育課長

こちらは原案の8、9ページが中心になるかと思えます。まず、左側に横浜市の強みというものがございまして、そちらにいろいろ補記させていただいております。具体的には強みの④と⑤のところに追記させていただきまして、横浜市の強みを土台にしてということで矢印を引かせていただいております。そして、横浜らしいインクルーシブ教育の実現というところにつながっていきまして、一番上に横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けたイメージとありまして、個別最適な学び、協働的な学びの一体的充実というものを一番トップに置いております。この横浜市が積み上げてきたいろいろな強みを土台として、一般学級で全ての児童生徒も安心して学び続けられる新たな学びの検討・研究・モデル的实践をしていくということがあります。それが下の図にございますが、認定こども園から始まる幼保小連携のところ、また、療育センターや医療・福祉関係機関等の連携のところ、また、学校のところにつきましては、一般学級、特別支援教室、個別支援学級、通級指導教室、特別支援学校それぞれございまして、その強みを生かした上でそれに向かっていくということを図で示させていただいております。それとともに言葉で、インクルーシブ教育の実践に向け、横浜らしさを追求していくということでいろいろと補記させていただきまして、多様で柔軟な学びの場を整備したことが横浜市の財産ということで、ただ同じ空間にいるだけではなく、インクルーシブ教育をしっかりと行っていくことによって横浜らしさの追求というところにつながっていききたいということを補記させていただいております。

それと、7ページにちょっと戻りますけれども、「共生社会の実現を目指して」というのが上にございまして、その下のところに「国のインクルーシブ教育の考え方」とございます。令和4年9月の国連の勧告から始まっておりますが、国は勧告の後に「インクルーシブ教育システム」を推進していくとした上で、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」でも、インクルーシブな学校運営モデルの創設というような内容を取りまとめております。この報告を受け、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図ることが求められているという国の認識を示しておりますので、それを踏まえ、横浜市としてはその方向で進めていこうということで、今回このような形でまとめさせていただいております。

佐藤インクル
ーシブ教育エ
グゼクティブ
マネジャー

今、特別支援教育課長からお答えしたような形で進めていくという、その前提となる考え方の部分の御質問も含まれていたかと思えますが、その点は7ページの上段、共生社会の実現というのが一番の目標であって、そこからいわゆるバックキャストみたいな形で目指す方向性からどのように進めていくかということ、今回は若干拙い文章にはなりましたが、いろいろ書いてきたところです。あくまでも、誰もが人格と個性を尊重し、そういう社会の担い手とな

る子どもたちを育てていきたいというのが一番の前提になる考え方ということでございます。

森委員

ありがとうございます。そこがぜひお聞きしたかったところで、もちろん国の方針もありますが、横浜市としてどういう願いを持ってそれを描いてきたのかということとはとても大事なことだと思いますし、それゆえに今回の計画のつくりになって中身になっていると理解しております。先ほど、ただそこにいるわけではないという話もありましたし、御意見としてもそういった御意見を多数頂いていると思います。インクルーシブ教育は、ただ混ぜるだけとか一緒にいるだけということではなくて、本当にどういう在り方が良いのだろうかということ考えた結果、今回のつくりとしては、まずインクルーシブ教育を目指すのだったら一般学級から、そもそも学びそのものから変えていかななくてはいけないということが強いメッセージとしてあると思います。

また、それが概要版のところでは、4ページ目になるかと思いますが、「インクルーシブ教育の実現に向けた具体的取組（モデル的取組）」の取組①として、二つ目の丸ですね。「6年後には、地域で暮らすすべての児童生徒が一般学級で安心して学び続けられるようにするための、基礎的環境整備、合理的配慮の提供、支援の在り方を検討、研究し、児童生徒の教育的ニーズに応じた『新たな学び方』のモデル的実践」をすと言いつていることが今回の大きなポイントだと思います。その背景は原案の7ページに凝縮されていると思いますが、これからも発信する、なぜそれを目指したのかということも強調した上で、思いを持って伝えていただくことが大事かと思ひます。その中で、自由進路や自己挑戦の学びということがこれからより進んでいくと思ひますし、こうあるべきとかこうしなさいという指導的な、子どもたちを画一的に見て指導するというところからはもう既に脱却しているところもあると思ひますが、更にそれを進める必要があると思ひます。先ほど泉委員から横浜らしいインクルーシブ教育の特徴はということで、連続性のある多様な学びの質の担保というお話がありましたが、それに加えて言うならば、ぜひそこを選び取っていけるような子どもたちの意思決定を支えていく部分を強化していくということも、ぜひセットでお願いしたいと思ひます。

10年か、長いなということが、今度はA3資料の7ページの三つ目の点です。その間、子どもたちは大きくなってしまひますし、短縮できないかという御意見があります。実際に教職員の皆さんもサイクルとしては変わっていきますし、その中で継続的な検証がどうできるのかということですか、例えば保護者の感覚としてはやはり長いなと思ひます。もっと何とかならないのかという気持ちは強くあるのですが、ここについても改めて10年間、何とかならないか。そこで10年が必要となると思ひ背景をもう少し教えていただきたいと思ひました。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。10年という長いスパンでということですが、来年度からスタートしていつて、そのお子さんが小学校、中学校でどんどん学びを重ねていく、インクルーシブな環境で学んでいくということの効果検証をしていきたいということで、長めの設定になっておひます。ただ、森委員におっしやっていたように、取組の効果検証というのは都度行つていかないといけませんし、そちらについては発信も併せて行つていかなければいけないと思ひておひます。そちらについては、連携していく大学等と効果検証等をしていつて、お子さんたちや、現場でお子さんたちの指導・支援に当たる先生方の意識がどのように変わつていくのかというアンケート調査をさせておひだいて、イ

ンクルーシブ教育で行っていくことに非常に効果があるということを経験した場面でも発信していくことが必要になるかと思っております。先ほど合理的配慮ですとか基礎的環境整備がベースになっているというところでお話しいただいておりますが、それと併せて現場の教職員の意識改革というところも必要になってくると考えております。子ども観であったり、指導観、授業観という学びの観の転換ですね。そちらも併せてしっかりと行いながら教職員に発信していきたいと考えております。以上です。

森委員

ありがとうございます。観の転換というところだと思います。そこと少し関連して最後に質問なのですが、A3資料の3ページ目で「一般学級で学ぶことに関して感じた気持ち」というアンケートを取ってくださっていました。先ほど横浜市が強みもいくつか書いてくださっていますけれども、同時に、今起きていることにおける検証もすごく大事で、それを更に行っていきますということを具体的な取組②としても書いていらっしゃいます。その中で、先ほどの御説明にもありましたが、大変だったという子どもたちの声がすごく多いのはなぜだったのか、何が大変と感じたのかというところは、既に拾っていらっしゃる場所もあると思いますが、もう少しだけ今見えている範囲で分かることがあれば教えていただければと思います。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。個別支援学級についてお話しさせていただくと、個別支援学級と一般学級の距離的な部分であったり、常に一緒にいないということで、参加したときに、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、ただいるだけの授業参加になってしまったり、なかなか精神的な部分で行くことが負担になってしまうというところも距離的な部分ではないかと感じていますので、今後、モデル事業で共に学ぶということを通して、多様なお子さんたちが一緒に学ぶというのが当たり前環境を作れたら良いかなと考えております。

森委員

ありがとうございます。ぜひ、大変だという言葉の中にどんな気持ちがあるのかは更に丁寧に拾っていただければと思いますし、特に中学校における子どもたちの大変だと感じる部分というのはもっと深掘りしないと、小学校まではまだまだ交流できていたのが、中学校になってより一層それがすごくばらばらに違う、同じ学校にいるのに同じようなことから学ぶ難しさが増して多くあると思いますので、中学については更に深掘りをお願いしたいと思います。観の転換ということは、多少時間がかかったり、変えていく勇気も必要なものだと思いますので、モデル実施をしながら進めていくことと、教職員の皆さんの不安を少しでも和らげるような支援体制もよろしくお願ひします。

四王天委員

「1 策定の経緯・背景と主旨」の1行目で、障害のある子どもたちの自立や社会参加を一番最初に記載しているわけですが、子どもたちというのは、成長するにつれて次のステージに進んでいかなければいけない。どうしてもそうなります。私は以前からいろいろな学部ごとの卒業後について注目してきたのですが、進路についてお伺ひしたいと思います。各論の28ページのところで、中学校の個別支援学級生の進路について述べられています。私の認識だと、以前はほとんど特別支援教育関連に進学していたのが、だんだんこのようになってきている。これは横浜市に限らず東京都でも同じような傾向があるのですが、そのようにサポート校や通信制などに進まれるという選択をされている理由みたいなものもいろいろ分かるのであれば、まずは教えていただきたいと思ひます。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。例えば高等特別支援学校に進学するか、通常の高等学校またはサポート校に進学するかという部分で子どもたちが一番悩むのは、高等学校の卒業資格が取れるかどうかというところになってくると思います。その先の人生を考えたときに、高等部の卒業なのか、それとも高卒資格がしっかり取れるのかというところで悩まれて、多様になってきているというのはそういうところがあるのではないかと感じております。

四王天委員

高卒資格という点ですか。一番問題なのは、それは大学受験する際のものであって、高卒資格という点ではある程度のは担保されていると思うのですが、いかがですか。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

そうですね。高等学校を卒業してすぐ社会に出て働くのか、高校資格を取って、その後、専門学校や大学に進むなど、少し選択肢の幅というかがあったほうが良いのではないかとこのところで、そういう選択をされるのかなと認識しております。

四王天委員

ハローワークの求人票でも高卒資格とまるっきり同じ規定で捉えられているということは、社会的認知がきちんとされていると受け取っても良いのではないかと思います。

続けて、このように選択肢が増えていろいろな方面で活躍されているかと思いますが、その後、サポート校や通信制に進学していった、その生徒が成人してと言いますか、大人になってどのような状態になっているかということまで追跡調査はされておりますでしょうか。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

現段階でそこまでの追跡調査まではできていない状況でございます。

四王天委員

とても大事なことだと思います。中学部から次の高等部への進路決定をするときに、保護者との相談も多数あるかと思いますが、判断材料がないわけですね。こっちの方向、サポート校に行った後はこういう人生を送っている、特別支援学校に行った場合はこのようになったというようなケースが検討されていないと判断材料にならない。それが正しい判断になるかどうかはまた別の話になりますが、先輩がこのようなルートを進んでこのように社会参加しているのであれば私もそれに倣ってみようとか、そのようなものが多数増えてくるかと思えます。そういうものの取組をぜひ行っていただきたい。最後は意見になりましたけれども、ぜひそこも重要だということをお認識していただきたいと思えます。

もう一点、今、企業の採用意欲というのは非常に高まっています。現在は法定雇用率2.3%ですが、今度の4月からは2.5%、令和8年は2.7%までと、どんどん障害者雇用を推進しなさいと政府が押し上げてきている状況です。それに伴って企業は採用意欲を高めているわけですが、採用されれば良いけれども、ミスマッチが起きる場合などもあって、退職されるケースもたくさんあります。ここで大事なことは、定着支援というキーワードが出てきます。現在の横浜市では、高等部卒業後にどのような定着支援をされているかということをお伺いしておきます。

古川特別支援教育課首席指導主事	御質問ありがとうございます。定着支援については、高等特別支援学校において企業就労した生徒について、卒業後3年間で年に最低1回は進路担当や元担任等が職場を訪問して現状について聞いたり、困っていることとか悩みがないかという相談に乗ったり、必要に応じて会社の方とも面談したりということで、できるだけ長く働き続けられるような定着支援を行っております。
四王天委員	分かりました。ありがとうございます。明確な定着支援の担当は多分いらっしゃる、進路が兼任されているなどそういったケースがほとんどだと思います。OB・OGの方たちのお力も借りて、ぜひ自分の教え子のその後の定着につながるように、そういう体制も必要だということを考えていただければと思います。意見です。
佐藤インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	今いただいた御意見は、学校側としてできることと、併せて福祉サイドでできることもあるだろうと思っています。就労定着支援というような福祉サービスがある上に、また今回、障害者総合支援法の改正で就労選択支援というサービスもこれからできるといった動向もありますので、そういう意味では、教育側ができることと福祉でできることをうまくつないでいくことが本当に大事だと考えております。そのつなぎというのは、四王天委員もよく御存じのとおりなかなか難しいところではあるのですが、そこにのりしろをつけるような、そういった連携を進めていく必要があるだろうと考えております。
四王天委員	ありがとうございます。いつまでたっても教え子は教え子で、卒業生は卒業生なので、いつまでも君の人生のことを気にかけたいということを、きちんとこちらのメッセージとして発して、いつでも卒業生が困ったときにまた戻ってこられる、受け入れてもらえるという機関であってほしいと願っております。
鯉淵教育長	ほかにはいかがでしょうか。
大塚委員	私は原案の6ページ、「2 特別支援教育推進指針の全体像」のところで、このゾーンの一番下に「だれもが」「安心して」「豊かに」、これはだれもが安心して豊かに生活できる学校作り、まち作りという横浜市の人権教育が目指すところですが、これが土台だということが非常に重要だと思います。やはり子どもの様々な思い、喜びや苦しみ、悲しみなど、そういったものをつぶさに感じ取れる教職員の感性や意識というものが前提にあってほしいと願います。そういった意味で、特別支援教育の方向からも「だれもが」「安心して」「豊かに」の部分はどう重視していくかということは意識して発信していただきたいということを切に願います。子どもたちは、常に喜びがあったり不安があったり、そういう激しい感情の起伏の中で生きています。でも、友達とともにそれを乗り越える喜びや、逆に友達がいるからこそ思いがうまくいかない壁に突き当たったりしながら、生きるということをしっかり学んでいくということが子どもたちにとって大事なのだと思います。ですから、ぜひ教職員のその大前提の部分をも一つ大事にしていただきたいと思います。
	次に、A3の「3 特別支援学校に通う生徒向けアンケート」のところで、先ほど森委員も触れられましたが、「ウ 小・中学校在籍時における交流及び共同学習等について」です。私も小学校で一般学級の担任をしているときに、個別支援級のお子さんの交流などを一緒にお受けしたり、個別支援学級の保護者の個人面談に一緒に入らせていただくなど、いろいろ勉強もさせていただきながら、一

一般学級の子も個別支援学級の子も共に学びを喜び合える、そういう学級作り、仲間作りというのに学校を挙げて取り組んできました。でも、やはり正直申し上げて、学校をいくつか異動していく中で、個別支援学級が校舎の中心にある学校は、みんながそこを通っていきます。でも、学校によっては、どんどん増加するという大きな課題もあって、個別支援学級が校舎の端にあってなかなかみんなが行きづらい環境にある。そのような、校舎がどこにあるかという一つを取っても学校の考え方が伝わってくるということを、いろいろな学校に異動して学ばせてもらいました。

それと同時に、教員によっては、個別支援学級のお子さんとの交流を経験したことがないままに年数を重ねていきます。でも、それはやはり御縁なので、分からないんですね。そうすると、どんな年代であれ、今初めて個別支援学級のお子さんとの交流をスタートするという状況も発生します。そうなったときに、ぱっと使えるツールというのは、本当に正直に申し上げてなかなかないのです。これを開けばこれが分かるなど。こちらの指針にもあるように、先ほど森委員がおっしゃいましたが、一般学級の在り方がどうあれば良いか。先ほども申し上げましたが、教職員がどういう人権意識、人権感覚を持っていれば、個別支援学級の子が安心して、なおかつ楽しいか。そういうところの研究をこれから丁寧に積んで丁寧に発信するということが、ここにしっかり明記されています。そこをすごく期待したいところです。これを見ますと、約2割、小学校は91名、中学校は103名の子どもたちの回答となっておりますが、「大変だったので、みんなと一緒に学ぶのは難しい」、このみんなとは誰か。それは、共に地域で生きる仲間のことなのです。そうすると、学校の中が大変であるという感覚よりも、地域で生きづらくないかというところまで考えていくと、学校が地域とどうつながっていくかとか、総合的な学習の中で地域との学びをどう深めていくか、そしてそこに一般学級と個別支援学級の子どもたちの共同の学びがどう作られていくか。そういうところで義務教育を卒業した子どもたちが地域で育っていく、必要な地域とのつながりというのを義務教育だからこそどう作り上げていくか。そして、個別支援学級の先生たちもちろん専門性ですが、一般学級の教職員の力量というものを上げていくことが非常に求められるんだと思います。十分分かっていらっしゃることを繰り返し言って申し訳ないと思うのですが、やはりそこが非常に重要だと思います。こうやって子どもの意見を聞くということを私はしてきたかという、教員するときにはそれをしてこなくて一人で葛藤していたという、苦しかった記憶のほうがとても大きいんですね。ぜひそこをということをお願いしたいと思います。

最後に1点です。私が最後の学校現場にいたときに、副学籍交流を体験しました。それは校長職で初めてですから、校長によっては副学籍交流の体験に出会わないままに御退職される方もいらっしゃると思います。校長1年目で出会う方もいらっしゃると思います。そういった経験値の違いで、私のところで副学籍交流をされたおさんは苦しくなかったかな、安心していただけたのかなということが、今振り返ると非常に至らなかったな、学びが足りなかった。それから、知識も足りなかった。障害に対する理解も足りていない。そういうところから、原案の39ページに副学籍交流についての文言がございます。39ページの一番上の「(3) 交流及び共同学習の推進に向けた考え方」の白丸の二つ目と三つ目のところで、特に三つ目ですね。「副学籍交流をさらに促進していくため、学校、保護者、児童生徒が、より利用しやすい仕組みにします」とあります。今どんな、より利用しやすい仕組みというのをイメージなさっているのか、その部分をお伺いして終わりにしたいと思います。

古川特別支援
教育課首席指
導主事

御質問ありがとうございます。やはり学校によって受け入れる体制が違うというところが、一緒に行かれる先生方や保護者の方の声として聞こえてきます。副学籍交流に行って良かったという方がいる一方で、なかなか受けるのが難しいという声も聞こえてきます。ですので、やはり受け入れる側の小学校・中学校の先生方の意識を変えていくということが必要になってくると思っております。今、副学籍交流及び共同学習の手引きの改定作業をしております、そこには、大塚委員に言っていただいたように地域で一緒に暮らす仲間だということを打ち出していくとともに、保護者の方がこれまでどういう思いでお子さんを育ててこられたのかなど、本来だったらお子さんが一緒に通うべき小学校・中学校で学ぶことにどういう意味があるのかということをしかりと発信できるような手引きにしていきたいと思っておりますので、そのような受け入れる側の意識改革がしかりと行えるような手引きを策定して発出するとともに、管理職をはじめとする研修もしかりと行っていきたいと考えております。

大塚委員

仕組みは本当に重要です。でも、その仕組みを利用したときに、そこで迎え入れる側の意識というものが豊かであればあるほど、利用しやすい仕組みというものが構築されていきますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

中上委員

ありがとうございます。これで横浜市の特別支援教育推進の指針が、いわばソフト施策ができたわけです。以前にハード面の、横浜市における特別支援学校の整備に関する考え方をまとめられて、これでソフト施策とハード施策が両方そろったわけです。特にこのソフト施策で私は、今まで皆さんもおっしゃっていますが、このガイドライン、指針というのは、全ての教職員に向けたと位置づけを書いてあります。まさにここだと思ひのですが、特別支援学校だけではなく、一般学級の先生たちの意識や人材育成、ここが絵に描いた餅にならないように、先生たちにしかり受け止めていただきたいと思ひます。

それと、国のインクルーシブ教育の方針や政策がいろいろ展開されています。いつもここで思ひのは、先ほどのハード面ではありませんが、それには常に人員や施設などそういった予算がちゃんと伴わないと、まさに絵に描いた餅になります。我々も機会を捉えて市長に願ひするときは、国に予算をしかり要望していただくとともに、横浜らしいインクルーシブ教育に向けたということをやっていますから、横浜市としてもしかりした予算を組んで、きちんとソフト・ハード合わせて実現していただくように、我々も頑張りますし、皆さんも一緒になって頑張りていただきたいと思ひるので、これは願ひです。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

泉委員

もう一回発言させていただいてよろしいでしょうか。先ほど森委員や四王天委員のお話を聞いておりました、効果検証の重要性ということが指摘され、私もちょっと考えたことがあったのですが、先ほど10年は長いというお話もありましたし、やはりエビデンスを蓄積していくということの重要性、実は10年以上もって行っていく必要があるのではないかと考えました。なぜかという、横浜らしいインクルーシブ教育を受けた横浜の子どもたちがどんな大人になって、どんな横浜市になって、どんな横浜の社会になっていくのかということを検証して初めて、この教育の在り方がどうだったかということが分かってくると思ひますからです。

かつ、その間にも社会情勢、いろいろな諸条件が変わってまいりますので、そのたびに取組も適切に修正されていくものと思いますし、修正していかなければならないものと思います。そのためにも常に効果検証の必要がありますし、効果検証してしっかりとフィードバックしていくことも大事ですし、長期的に見て子どもたち、それは障害のある子どもたちもちろんですが、そうではない、周囲にいる子どもたちもどんな大人になっていくのか、そこを検証していく必要があるかと思えます。それによって初めて、横浜らしいインクルーシブ教育の有用性というのが、日本に、世界に示せるのではないかと感じました。そのためにも、先ほど中上委員からもありましたように、ぜひ長期的に横浜市として取り組んでいただけるような発信をしていただきたいと思います。意見です。以上です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。それでは、次の報告に移ります。
次の報告に移る前に、事務局職員の入替えを行います。少々お待ちください。

<事務局職員入替え>

鯉淵教育長

次に、「南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について」の報告書がまとまりましたので、御報告いたします。詳細は高校教育課の課長から申し上げます。

宮村高校教育
課長

高校教育課長の宮村でございます。「南高等学校及び南高等学校附属中学校における中高一貫教育に関する検証について」、報告させていただきます。この検証につきましては、今年度5回の検証会議が終わりまして、このように報告書がまとまったものです。今回、こちらの報告書につきましては約90ページにわたるものになりましたので、主に概要版を用いて説明させていただければと思います。

概要版に基づきました説明に入らせていただきます前に、この検証の前提になる部分につきまして、本冊にて確認させていただければと思います。報告書の4ページをお開きください。こちらに平成22年5月横浜市立中高一貫教育校基本計画の内容が記載されております。「設置の目的」、こちらをお読みいたします。横浜市では、より魅力ある市立高等学校を目指して、横浜商業高等学校の国際学科の設置や横浜サイエンスフロンティア高等学校の開校など、様々な高校改革を進めている。一方、全国各地では、平成10年の学校教育法の一部改正で中高一貫教育校の設置が可能となり、既存の学校の改編や新設による開校が進んでいる。こうした状況の中、本市においても、現行の市立中学校、市立高等学校に加え、市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供するために設置することとした。そして、6年間の安定した環境の中で、計画的・継続的な教育活動を展開し、横浜はもとより国際社会で活躍する志の高いリーダーとなる人材の育成を目指す。これが設置の目的でございます。

続きまして、その下にあります「教育目標」。まず、教育目標（1）といたしまして「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」、（2）といたしまして「自ら考え、自ら行動する力の育成」、（3）といたしまして「未来を切り拓く力の育成」、このように教育目標を設定しております。

続きまして、5ページの「エ スクール・ミッション」を御覧ください。この

スクール・ミッションですが、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にする前提として、設置者、同校におきましては横浜市教育委員会になりますが、こちらが各高等学校の存在意義や各高等学校に期待されている社会的役割、目指すべき高等学校像を再定義したものです。横浜市では、各校の状況を踏まえて、令和4年3月に制定いたしました。同校のスクール・ミッションは、「中高一貫教育校として、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムを軸に、国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得、それらの活用に関わる思考力、判断力、表現力等の育成を図り、国際社会で活躍できるグローバル人材を育成します」、このようなものでございます。

このことに基づきまして検証を進めてまいりました。概要版にお戻りください。A3の概要版を御覧ください。「1 検証の目的」を御覧ください。平成24年度の附属中学校の開校以来、南高等学校・附属中学校は、総合的な学習・探究の時間を軸とした教育活動やグローバル教育の推進等、様々な特色ある取組を展開し、生徒の資質・能力の育成を図ってきましたが、本市として初めて設置した中高一貫教育校である同校の教育をより良いものとするためには、設立時の目的が達成されているか、これまでの取組が効果的であったかなど、経年的に検証する必要があります。令和4年度末、6学年全てが附属中学校からの入学生が在籍している状態になる初めての年に入学してきた学年、こちらは附属中学校の6期生になりますが、この6期生が卒業し、中高一貫教育校への移行について一区切りを迎えたところです。このことを契機に、教育委員会として、基本計画に定められた設置の目的・教育目標等の達成状況を振り返り、課題や今後の目指すべき方向性を整理し、南高等学校・附属中学校の中高一貫教育をさらに充実させることを目的に、開校からこれまでの取組について検証を行うこととしたものです。

続きまして、「2 検証にあたっての論点・検証方法」を御覧ください。「論点1」といたしまして「教育目標及びスクール・ミッションの達成状況」を設定いたしました。そのうち、論点1-1といたしまして「教育目標及びスクール・ミッションの実践状況」、論点1-2といたしまして「グローバルな視点の定着、グローバル教育実践状況」といたしました。「論点2」といたしまして「併設型中高一貫教育校としての取組」を設定いたしました。そのうち、論点2-1といたしまして「入学時期の違いによる教育的効果」、論点2-2といたしまして「併設型中高一貫教育校としての運営状況」、このように論点を整理いたしました。

「検証方法」を御覧ください。これらの論点に対する検証材料として、これまでの学校の取組やデータ、生徒や教職員、保護者等へのアンケート調査・ヒアリング調査の結果等を用いました。これらの検証材料をもとに、取組の成果と課題を整理し、今後の中高一貫教育の充実を目指すための方向性について整理いたしました。なお、このうち論点2につきましても、これまでの併設型中高一貫教育校としての取組等をまとめ、主に今回実施したアンケート調査、ヒアリング調査から検証を行ったものです。検証に使用した主なデータ・成果・実績等につきましては、点囲みのところに記載しておりますので、そちらを御覧ください。

続きまして、1ページ目の右側に進んでまいります。「3 検証のまとめ」を御覧ください。まず、「論点1：教育目標及びスクール・ミッションの達成状況」についてですが、教育目標の「学びへの飽くなき探究心を持つ人材の育成」及び「自ら考え、自ら行動する力の育成」については、附属中学校の「総合的な学習の時間（EGG）」や高校の「総合的な探究の時間（TRY&ACT）」、各教科等における探究的な学び、学校行事や部活動など多様な教育活動等を通じて育成が図られているといたしました。また、上記の教育目標に対応するスクー

ル・ミッションの「国際社会及び日本における課題の発見・解決に資する知識・技能の習得」と、それらの活用に関わる「思考力、判断力、表現力」等の育成についても同様に行われているといたしました。

こうした資質・能力の育成に向けた取組は、質の高い学びによる高い学力の習得につながり、学力・学習状況調査や英検の実施結果等に成果として現れています。

その一方で、「6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラム」の軸となる附属中学校の「総合的な学習の時間（E G G）」と、高校の「総合的な探究の時間（T R Y & A C T）」については、中高の接続や一貫性についての課題が指摘されています。こちらは報告書29ページにございますが、令和3年度の学校関係者評価のところにある記載でございます。後ほど御覧ください。6年間を見通した探究活動ができるようにカリキュラムを見直し、中学校段階の「総合的な学習の時間（E G G）」から、高校段階の「総合的な探究の時間（T R Y & A C T）」の学びを一体化する必要がある。このように検証をまとめました。

続きまして、裏面を御覧ください。教育目標「未来を切り拓く力の育成」については、附属中学校設立時から目指してきた基礎基本に基づいた高い学力の習得及び生徒が希望する進路への実現について成果が見られるといたしました。

スクール・ミッションのうち「国際社会で活躍できるグローバル人材の育成」については、4技能をバランスよく育成する英語教育に加え、「総合的な学習の時間」や「総合的な探究の時間」、横浜スーパーグローバルハイスクール（横浜S G H）、国際交流、海外研修等の取組を通して生徒の実践的な英語力の育成やグローバルな視点の定着が図られているといたしました。実践的な英語力の育成では、中高ともに、令和4年度に目標の英検の取得率を達成するなど、成果を上げています。こちらの英検の目標の数値ですが、中学校は準2級を80%以上、高校につきましては2級を80%以上、このような達成状況になっております。こちらにつきましては報告書の23ページ、25ページに記載がございますので、後ほど御覧ください。

続きまして、一方で、グローバルな視点の定着については、アンケート調査結果から、生徒のグローバルへの意識は高いものの、それが必ずしも海外大学への進学・留学・仕事での国際的な活躍という将来の目標につながっておらず、学校が目標としている「南高校が目指すグローバルリーダー」の育成に向けて課題があるといたしました。

生徒がグローバルへの意識を自身の将来の意向・目標につなげるためには、できるだけ早期から海外に対するイメージを具体化することが効果的と考えられることから、国際交流等の海外プログラムの早期再開は必須であるいたしました。附属中学校の海外研修の行き先であり、姉妹校も所在するカナダ・バンクーバー市は、多様性が特徴の一つであり、生徒が多くの気付き・学びを得られることが期待できる都市であります。海外との交流においては、相手と良好な関係を築くことがプログラムの効果的な実施につながることから、これまで行ってきた交流を軸として活動を充実させていくことが望ましいといたしました。また、国際都市横浜の強みを生かし、国内における国際教育機関等と連携していくことも有効であるいたしました。

生徒のニーズに合わせて海外での経験を積めるよう支援することも重要であることから、海外大学進学支援プログラムの拠点校として培ってきた経験や利点も生かし、これから海外大学進学・留学等を促進していく必要があるといたしました。

グローバルリーダーとしての資質・能力を育成する観点では、6年間を見通し

た体系的なキャリア教育の視点からのグローバル教育のアプローチも必要。また、実践的な英語力の更なる伸長のために、英語の活用機会の充実が求められます。

続きまして、「論点2：併設型中高一貫教育校としての取組について」を御覧ください。「教育課程・カリキュラム編成」についてですが、附属中学校の1期生が大学入試を受験した平成30年度以降、国公立大学合格者数、難関国公立合格者数、難関私立大学合格者数はいずれも増加しており、大学合格実績が大きく向上しています。また、高入生の国公立大学合格者数も、卒業生数当たりの合格者数は附属中学校設立前より若干の増加傾向にあり、基礎学力をバランスよく身に付ける教育活動の成果が見られています。

附属中学校1期生から3期生は、高校2年時まで中入生と高入生を別クラスで編成、高校3年時は混合クラスを編成し、先取り学習を行っていました。しかし、別クラスで学ぶことによる学習進度の調整や学年が一体となる活動の場面などで課題があったことから、附属中学校4期生からは、高校入学時から、中入生・高入生の混合クラスとし、先取り学習を行わず、学習内容の深掘りを行うものとしたものです。

右側に移ります。アンケート調査結果における、学校生活に関しての中入生と高入生の比較では、中入生・高入生ともにおおむね「楽しい」、「充実している」と答えています。入学当初から混合クラスとする変更を行ってからは、異なる環境で学んだ生徒同士が、切磋琢磨する環境の中で、お互いを認め尊重し合いながら高め合う環境となっており、生徒が充実して学校生活を送っている様子が伺えます。

授業の内容につきましては中入生・高入生ともに面白いと感じている生徒が多いが、授業の難易度、進む速さ、学ぶ量に関する項目の比較では、内容が難しい、速度が速い、学ぶ量が多いという回答は高入生のほうが多くなっております。また、生徒や保護者へのアンケート調査では、先取り学習の要望についての自由記述が多くありました。このような状況は、計画的な学習支援をきめ細かく実施しても生じていることから、改めて対策を検討する必要があるといたしました。

教職員のアンケート調査結果では、6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムの編成、6年間を見通した体系的な学習指導、キャリア教育、特別活動の実施について、「とてもそう（編成・実施されている）思う」と答えた教職員は1割程度であり、中高ともに一定数の教職員が、中学校と高校の連携について改善が必要と感じています。教育目標及びスクール・ミッションの達成に向けて、中高一貫教育校としての6年間を見通した教育課程を再編成する必要があるといたしました。

教育課程の再編成にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの充実の観点も踏まえ、中高教職員が共に、育成する資質・能力を明確にして一つの教育課程を作り上げていくことが重要であると感じました。その際に、中高一貫教育校における教育課程の特例を活用することも考えられます。

続きまして、「学校運営」を御覧ください。附属中学校の適性検査における競争率は、安定して高倍率を保っており、「市立中高一貫教育校という新たな選択肢を市民に提供する」という設置の目的を達成しています。

附属中学校教員と高校教員の相互乗り入れ授業については、高校では、例年一定数の教員が附属中学校での授業を担当していますが、附属中学校の教員が高校の授業を担当しているのは1教科であり、単位数も少ないという現状がございます。

教職員からのヒアリングでは、中高が互いの教育活動の意義や内容を直接実感できる利点等を評価する意見がある一方で、相互乗り入れで担当する科目が増える負担や校種を超えた授業で大学進学指導をすることの心理的な負担を懸念する意見もありました。相互乗り入れ授業につきましては、中学校3年生と高校1年生の中高接続の学年から充実を図るなどの工夫が必要になります。

教育委員会は、令和4年度の人事異動から、中高一貫教育校内の人事交流の制度を定めたり、市立学校の教員へ広く中高一貫教育校の特色を周知したりするなど、人事交流の活性化に向けて取組を行っています。今後、これらの仕組みの活用によって、中高間の人事交流を促進し、高校と附属中学校の連携体制が強化されるよう、取り組んでいく必要があります。

今後、教育目標、スクール・ミッションの達成に向けて、更に前進させていくためには、6年間の一貫した教育課程の再編成、中高の連携強化、グローバル人材の育成に向けた取組の一層の充実が求められます。附属中学校・高校が一体となり、6年間一貫して生徒を育成していくために、高校からの入学者募集を停止するなど、中高一貫教育校の運営や取組について見直すことが必要であると思いました。

また、今後、県内の公立中学校の卒業生数が減少していくことが想定されることから、学校運営の在り方の検討にあたっては、この状況も考慮していく必要がある。このようにいたしました。説明としては以上でございます。

石川学校教育
企画部長

補足でございます。今の報告は報告書の中身でございまして、報告書の86ページと87ページにあるように、先ほど冒頭、課長から申しあげました5回の検証会議で、有識者の方々や関係者の方々から御意見を頂きながらまとめてきたものでございます。これを踏まえて、教育委員会事務局で今後の具体的な方策、南高等学校・南高等学校附属中学校におきましては、学校で行う教育課程の再編成や学校の教育計画の見直し等をこれから進めていくところでございます。まずは報告書が取りまとめりましたので、御報告させていただきました。以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

中上委員

まず、今、石川部長が最後におっしゃった、この検証が昨年6月から今日まで非常に短い時間の中でしっかり検証していただいて、また、今後更に発展するための課題もしっかり指摘しまとめられたというのは本当に大変だったと思いますし、この中身に非常に期待するものです。概要版の最後に書いてありますが、高等学校からの入学募集の停止を検討するというのも書いておられます。そこを私が大事だと思うのは、先ほど高校教育課長が読み上げられた説明にもありましたが、平成22年5月の設置の目的、教育目標、目指す学校像、まさにここを目指すということだと思います。そのときの中高一貫教育のメリットとして具体的には、先生にとっても子どもたちにとっても一貫した継続的な教育ができるというのが一番のメリットだということでスタートしたと思います。特に、先ほどもありましたが、中学校時代、全く異なる背景の子どもたちの二つの集団で先生たちがいろいろ授業を工夫されている御苦労も分かりますし、また、2度入学のための検査の対応を行うなどそういった教員の負担というのもあります。その間、生徒は2月中授業に行けない日が多く、授業がストップしてしまう、この時間的なロスの問題がありますので、そういうことも含めてしっかり検証されたと思います。

いずれにしても、この検証を踏まえてまた来年度以降、具体的な課題に向けて、具体的には先ほどおっしゃいましたが今後の発展に向けたカリキュラムの更なる充実ですね。それは学校だけでは大変だと思いますし、教育委員会事務局のいろいろなところでのサポートというのもあると思うので、一緒になって作るというのもあると思います。カリキュラムを充実したり、中学校、高等学校それぞれの教員の努力もありますが、人事交流の問題や人材育成の問題など、これが非常に大事だと思います。これは高校担当だけではなくて、教職員人事課のしっかりした支援がないとできないと思うので、教職員人事課にもお願いしたいところです。

最近の南高等学校の国公立等への進学を見ますと、非常に良い実績を上げておられます。ですから、作って良かった、効果が出ているなどと思います。それは子どもたち自身の努力が一番大きいと思いますが、それを支える教職員の教育指導、これも大きかったと思います。いずれにしても、先生たちの働き方改革も含めて、中高一貫のメリットをしっかりと検証して今後の方向性を出されたというのは素晴らしい内容だと思います。まさに今後に期待しますので、またよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいですか。ほかに。

森委員

これから教育委員会事務局でこれをもとに議論するということですが、私からは論点1について少しだけ意見がございます。これまで総合的な学習の時間（E G G）や総合的な探求の時間（TRY&ACT）、様々な取組がなされていることをこのことを通してたくさん勉強させていただきまして、これが接続していくこと、具体的なプログラムとして更に充実させていくことの方性については非常に良いと思っています。

ただ、ここに書いてあるグローバルリーダーというところですね。これを私たちとしてどのように、若しくは学校の皆さんも捉えていくかということは、更に議論していけると良いかなと思いました。アンケート調査項目を見ても、「国際機関やグローバル企業のリーダーとして活躍したいと考えていますか？」でしたり、「留学したり、仕事で国際的に活躍したいか」という質問がありますが、果たしてそれイコール、グローバルリーダーなのだろうかというところが一つポイントだと思います。よくシンク・グローバリーやグローバルという言葉もありますが、シンク・グローバリーだとグローバルを意識し過ぎていないか。何も海外で活躍することがグローバルではない。国際的な企業で活動すること、グローバル企業のリーダーになることがグローバルリーダーではないというところがあると思います。どちらかというところ、グローバルな視点を持って活躍できるリーダーというところがポイントだと思いますので、そこをもう一回踏まえて議論できると良いかなと思います。

特に気になったポイントは、本体の43ページに教育目標に三つの点があって、最後に「以上のことから」ということでまとめていらっしゃいます。その4行目あたりから、「中高の接続に重点を置いたカリキュラムの見直しを行うとともに、『グローバル人材の育成』の達成に向けて、『将来、国際的に活躍したい』という生徒の思いが具体的に描いていけるよう」再整理をしていく必要があると書いてあります。私たちが将来活躍したいという生徒の思いを、グローバルリーダーってこうだよと定めて、そこに当てはめ込んでいくというような感じで捉えられないようにしていく必要があると思っています。どちらかというところ書き方の問題かもしれませんが、一人ひとりが描くキャリア、こうでありたい、こうい

う社会でありたい、私はこういう人生を歩んでいきたい、そこで活躍していきたいという像があって、それは必ずしもグローバル、海外で活躍することでもないかもしれない。でも、一人ひとりの意思を尊重して、そこでどのようにグローバル視点を更に持ちながらそこにたどり着けるかという視点の話だと思うので、その目的と手段が逆にならないような、そのように捉えられないように考えていく必要があるかと思います。

そのため、手段としていろいろ書いてありますが、海外のプログラムの早期再開など、留学の後押しは非常に良いと思います。ただ、海外大学進学の数値にこだわるのがどれだけ必要なことなのかというところは、もう一回考えても良いのではないかと思いました。というのは、海外の大学に行くことが目的ではなく、何か学びたいことがあって、その手段として海外の大学が必要であればその子はそれを選んでいくと思います。加えてものすごく費用がかかります。行きたくても行くための環境というのは非常にハードルが高いと思いますので、それに向けてどれだけ充実した支援が用意できるのか。奨学金、様々ありますが、そこでどれだけ支えるサポート体制が作れるのかなど、何なら英検ではなくてIELTSや、違う技能の指針なども必要になってくるでしょうし、そこを専門的に学んでいくプログラムも必要だったりするかもしれない。そのため、その目標が本当に目標として強く掲げていきたいのだろうか、本当に掲げていくのでしたら今の内容なのかということの二つは検証していく、更に考えていく必要があるのではないかと思いました。コメントです。

鯉淵教育長

御意見ということで。ほかにいかがですか。

大塚委員

私は、報告書の72ページ、A3判で見ますと2ページの右側の教職員のアンケート調査結果についてです。「6年間を見通した文理融合の横断的カリキュラムの編成」というところで、教職員にアンケートを取っていらっしゃいます。これに関して特徴的だと思ったのは、72ページですが、中学校と高等学校の若干の温度差があるのではないかと思います。ここにもそう書かれています。72ページが一番下の白丸の「中学校・高校別に見ると、6年間を見通した体系的な学習指導が実施されていると思う教職員の割合は、高校の教職員より中学校の教職員のほうが低かった」というところですが、これは考えようによると、中学校の教職員の求めているものと高校の教職員の求めているものずれというか温度差というものがここに現れているのではないかと思います。それはその次のページの「体系的なキャリア教育が実施されているか」というところも中学と高校というところで同様になっています。

これを見ていったときに、中学校と高等学校の教職員の共通理解というのが、現場の教職員の皆様方も非常に課題だと感じていらっしゃるものがすごく伝わってまいりました。一つの学校でも、どのような子どもを育てて、学校教育目標に向かってどういう教育的な取組をするかということの共通理解というのは、なかなか簡単に測れるようで難しい部分がございます。その難しい部分の中で日々、具体的にどうしていくのかということの共通理解というのは非常に厳しいものがあると思います。そういった点で、こういう中学校の教職員、高校の教職員の意識の違いが明確になってきたということ。それから、自由記述のアンケートでも、教職員は中学校がもっと高校のことを知る、高校がもっと中学校のことを知る仕組みがあれば良いとか、教職員の皆様方がそれぞれ課題を意識されているので、学校の中で今後それをどうしていくかということ、恐らくもう既に考えて取組に入っているのではないかと思います。この部分という

のは非常に重要な部分だと考えております。やはり、中高一貫の良さというものに、教職員が自負を持って取り組んでいくということ、ぜひそこにつなげていただきたいと思っております。

あと併せて、これは要望になりますが、同じアンケート項目をぜひ生徒の皆さん方にも、6年間を見通したカリキュラムが横断的に行われているかなど、そういった視点のアンケートを生徒の意見として聞いて、それをまた一つの参考にしながら方向性を考えていくということが重要だと思っておりますので、その点も併せて意見としてお願いしたいと思っております。以上です。

鯉淵教育長

ほかに御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次に「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」、所管課から御報告いたします。

田中中学校給食推進担当部長

それでは続きまして、「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」御説明させていただきます。私は中学校給食推進担当部長の田中と申します。まず説明に入る前に、先月の市会常任委員会におきまして、こども基本法に関するところで、教育委員会事務局の職員として至らない発言をしてしまいましたことを深く反省しております。心からおわび申し上げます。中学校給食に関するこれまでの検討過程やその背景、現状の課題などについては、生徒の皆様にも正確で分かりやすく御説明していくことが必要だと思っております。その上で、生徒からの意見を反映させてより良い給食となるように、我々は努力を増していく必要があると感じております。このたびは表現が至らずに本当に申し訳ございませんでした。今後も変わらぬ御指導、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料を御説明させていただきます。資料につきましては、中学校給食推進担当課長から御説明いたします。

赤井中学校給食推進担当課長

中学校給食推進担当課長の赤井と申します。よろしくお願いいたします。それでは、資料に基づき御説明させていただきます。お手元の「全員給食の実施に向けた中学校給食の取組状況について」と記載された資料を御覧ください。

「1 令和6年度予算案における債務負担行為の設定について」でございます。令和6年度予算案では、令和8年度からの中学校給食事業を担う事業者との契約等の締結に向けて、それぞれの契約期間に応じて債務負担行為を設定いたします。令和5年第3回市会定例会において公募にあたっての概算事業費をお示したところですが、直近の人件費や建築単価の高騰、衛生管理の更なる強化に伴う単価の増額等を踏まえ、本市において改めて積算を行いました。今後、債務負担行為の設定額の範囲内で優先交渉権者と協議を行った上で、A区分では委託契約を、B区分では基本協定を締結し、中期計画に定められた全員給食に向けた準備を着実に進めてまいります。

令和6年度予算案の内容でございますが、A区分では令和7年度から令和22年度までの490億円を、B区分では令和7年度から12年度までの210億円を、それぞれ限度額とする債務負担行為を設定しようとするものでございます。

債務負担行為の設定額の考え方でございますが、A区分では、事業期間15年間の総額約450億円から40億円の増加となる490億円を計上しております。その内訳は、施設維持管理等業務が約184億円で16億円の増、調理・洗浄等業務が約232億円で23億円の増、配送・配膳業務が約74億円で2億円の増となっております。また、B区分につきましても、事業期間5年間の総額約190億円から20億円の増加となる210億円を計上しております。その内訳は、調理・洗浄等業務が約163億円で

15億円の増、配送・配膳業務が約41億円で1億円の増となっております。なお、この設定額は令和5年11月時点で積算した事業費の上限額であり、令和8年度からの運営に向けては、スライド条項の適用により、令和7年11月時点で改訂指標と比較し変動がある場合には、上限額を変更する必要性が生じる可能性があります。

「積算単価の見直しについて」を御覧ください。調理・洗浄等業務、配送・配膳業務の増額の根拠となるものでございます。「物価高騰を踏まえた単価の設定」でございますが、昨今の給食事業者の厳しい状況を踏まえ、人件費などの物価高騰を適切に委託費に反映させるために、令和2年度から令和5年度までの神奈川県最低賃金の上昇率9.9%や、光熱水費の上昇率29%を考慮して、積算単価を増額しております。また、「衛生管理の更なる強化」でございますが、異物混入等の事案を受け、検品等の体制について事業者に対して更なる強化を求めている必要があります。現在の喫食率は、令和3年度の時点から倍増している中、各社の委託料単価は令和3年度から増加していないことから、検品等の衛生管理体制の強化にかかる費用を考慮し、積算単価を増額しております。なお、この積算単価の増額については、令和6年度予算案の積算における調理委託費の増額と同額となっております。

資料右上の「積算単価の比較」ですが、前回積算した単価と今回積算した単価との比較表を掲載しております。1食当たりの調理洗浄費の単価を30円、1校当たりの配送・配膳費の単価を920円増額しております。

次に、「【参考】市有地の貸付料について」でございますが、A区分では、市有地を活用して民設民営方式により工場を整備した上で調理・配送等業務委託を行うため、事業予定者と令和6年4月から17年間にわたる事業用定期借地権設定契約を締結します。4月1日から貸し付ける場合の貸付料は、横浜市財産評価審議会からの答申を踏まえ、1平米当たり360円といたします。なお、17年間分の地代は、事業開始の令和8年度からの15年間で支払いを受けることとなることから、実際の支払い額は1平米当たり408円となります。また、社会経済情勢及びその他の理由により、貸付料は原則として3年ごとに見直すことといたします。

「【参考】新しい中学校給食の取組」でございますが、学校給食法に基づく給食を令和8年度からすべての生徒に提供するとともに、表に記載の新しい中学校給食の取組を令和8年度から全校実施することに向けて、事業予定者や学校との具体的な調整を進めてまいります。記載内容は以前、御説明させていただいたものと変更ございません。

次のページを御覧ください。「2 全員給食に向けた令和6年度からの取組について」でございます。「(1) 中学校給食推進校について」でございますが、令和8年度からの全員給食を全校でスムーズにスタートできるよう、中学校給食の利用を年間を通して原則とし、食数が大幅に増えることに備えた効率的な配膳方法や、より良い給食に向けた取組のモデル実施など様々な効果・検証を行ってまいります。令和6年度は対象校を、今年度の11区18校から18区34校に拡大いたします。なお、令和6年2月末時点における中学校給食推進校の喫食率は74.5%となっております。

「(2) 令和6・7年度の供給体制について」でございますが、現行事業者の設備増強や、一部業務を再委託するなどの工夫を行うことで、供給体制を強化してまいります。令和6年度は、現在の最大供給量33,000食から10,000食程度を増産することで、増加する喫食率(年間平均46%)に対応してまいります。令和7年度は、今回の事業者公募の結果を踏まえ、更なる供給体制の強化に向けた協議を進めてまいります。グラフでは、各年度の年間喫食率の推移比較を掲載してお

ります。令和6年2月末時点の平均喫食率は38.4%となっており、昨年2月の29.8%と比べ約9ポイント増加しております。令和6年4月に入学する新1年生が3年生になる令和8年度から全員給食がスタートすることを踏まえ、段階的に喫食率を高めていくことを想定し、供給体制の強化に取り組んでまいります。

「(3) 中学校における環境整備について」でございますが、令和8年度からの全員給食に向けて、円滑な配膳を行うための配膳室を順次整備してまいります。令和6年度予算では、設計50校、工事50校分の予算を計上しております。また、全員給食のスタートに向けた具体的な取組のスキーム検討や課題解決を図るため、学校現場の意見も踏まえて検討するプロジェクトを設置し、アレルギー対応や安全かつ効率的な配膳の仕組みの検討を進めてまいります。

「(4) 全員給食に向けたプロモーションについて」でございますが、中学校給食の価値、魅力を、様々な広報・PRコンテンツにより、SNS、Web、パンフレットやイベント実施等を通して、広く周知します。また、食育をより推進していくための新たな愛称を生徒の意見も聞きながら決定し、広報するとともに、中学校給食の理解促進のため、小・中学校の保護者等を対象とした試食会を積極的に実施してまいります。

資料右上には、「令和5年度 保護者試食会でのアンケート結果」を掲載しております。アンケート結果では、試食後には74.5%の方が印象が良いとされており、試食前と比較して約3倍となっております。

「【参考】令和8年度からの全員給食に向けたロードマップ(案)」でございますが、令和8年度からの全員給食に向けて、供給体制の確保、配膳環境の整備／新しい取組検討、プロモーション(食育の推進)について、資料に記載のとおり進めてまいります。

最後に、「今後のスケジュール」を御覧ください。令和6年4月に、A区分では契約を、B区分では基本協定を締結してまいります。また、令和6年度上半期には、B区分の一部エリアについて再公募を実施し、優先交渉権者の決定後、基本協定の締結に向けた手続を進め、令和8年4月にB区分全てのエリアにおいて契約締結を行い、全員給食の開始につなげてまいります。今後も事業の進捗状況等につきましては、適宜報告させていただきます。御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

1ページ目の積算単価の見直しについて、「神奈川県最低賃金の上昇率や光熱水費の上昇率を考慮して」とあるのですが、以前も人件費の上昇率というのはある程度考慮していたと思います。それとの違いは何かというのを改めて教えていただけますでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。前回8月末に公募したときに概算事業費をお示しさせていただきましたが、そのときと比べて大きく二つあると思っておりますのが、一つは、9月になって広島の給食事業者が倒産して給食の提供が難しくなってしまったというようなことが全国的に報道されました。また、調べによると、給食事業者の約6割の業績が悪化しているというような状況が明らかになったというようなこと。もう一つは、神奈川県最低賃金が10月に上昇したということがありました。そういった時点の変更などを踏まえて、給食の事業者の雇用体系等々を見ますとパートタイムが多く、神奈川県最低賃金が大きく事業に影響するというようなことも踏まえまして、そういったことから事業のスライドの

指標の見直し等々を行ったことにより、今回変更させていただいたというところが大きな点かと思っております。あとは衛生管理の更なる強化ということで、事業者にはしっかりと体制整備していただきたいということで、今回単価を増額させていただいたという積算になっております。

森委員

それから、二つ目の点の「衛生管理の更なる強化」というところでプラス17円というのは、その人の強化が大きな要素を占めているのでしょうか。

赤井中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。衛生管理の強化につきましては、人の強化や設備の強化など、それぞれ事業者にとって足りないところを補強していただくような形で、この予算、単価を使っていたらと考えております。

鯉淵教育長

ほかにいかがですか。よろしいですか。

四王天委員

昨日たまたまNHKのBS放送を見ていたら、佐伯矩さんという、大正時代から栄養学の父と言われている方が給食を始められたということでした。また再放送が3月27日にあります。それを見て、日本は非常に早くから給食事業に取り組んでいて戦後も栄養失調の期間が短くて済んだというようなことで、給食の重要性について昨日の番組からまた心を新たにしました次第です。

まず、やはり大命題は81,000食の供給というところにあるかと思いますが、私、企業家側から見て、事業者とすると、学校給食事業を担うということは、横浜市の公共事業を受託しているという社会的信用、これが一番大きいのではないかと思います。それがあって、次の事業拡大においても利するものだと思います。ただし、皆さんおっしゃるように、異物混入や食中毒、それから、通年の安定業務でないというようなことなど、重労働であるにもかかわらず従事者が非常に高齢化しているなど、非常にリスクが大きいものと思っております。こういうものは一度受託して突然潰れましたというわけにはいきません。ですから、もちろん事業者に対してもきちんと不利益が出ないようなものでなければいけないし、健康経営ができるようなものにしていかなければいけないと思っております。事業者として一番大事なものは、事業を継続していくことです。これからいろいろな災害などもあるかもしれませんが、それにもかかわらず、受託業者には事業を継続していくという使命があるかと思いますが、そういうリスクに対して横浜市ができることというのがもしあれば教えてください。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。事業の継続という観点では、まさに今回、予算案として計上させていただく適切な委託料をしっかりとお支払いするというところがまず、第一義的に必要と思っております。今後も物価が変動していくところは事業者にとって大きなリスクになるということを捉えまして、今回、スライド条項をつけさせていただくことで、これから物価が変動した場合にも横浜市が適切に委託料をお支払いできるような仕組みを設けたというところでは、事業者が安心してもらえる一つの契約のスキームになっているのではないかと思います。私たちとしましても、給食の継続性というところは第一優先として考えていかなければなりませんし、特にA区分は15年間という長い契約期間になりますので、毎年財務状況を確認させていただく、モニタリングさせていただくということをしっかり行っていくということを徹底していきたいと思っております。

また、もし万一、事業の継続が難しいという場合には、横浜市が建物を譲り受

けて運営を別の事業者へ再度委託するようなことも考えていこうと思っておりますので、所有権移転の仮登記をできるように、建物にもそういった手続をしていきたいと考えております。

四王天委員

分かりました。何しろお互いパートナーという関係性を維持して、しっかり生産していただきたいと思います。もう一点、食育の観点から、食育基本法第三条のところに、自然の恩恵の上に成り立っており、また食に関わる人々の活動に支えられていることへの感謝と記載されています。給食というのは当たり前のよう提供されているのではないということ、生徒の皆さんも保護者の方々も、皆さんもそれを感じながら食するということが、食育の一つのテーマであるということが基本法にあります。

最後に、以前にもちょっと提案したかもしれませんが、食べるだけではなくて、食後の口腔ケアという点も視点に入れてほしいと思います。これから虫歯や歯周病などが増えてしまう年代になってくると思いますので、ぜひ口腔ケアということも視野に入れて、何ができるかという検討をしていただくことを私は要望したいと思っております。以上です。

鯉淵教育長

ほかに。

中上委員

今日の御説明の中で、債務負担の金額の検討ということで、今の御説明にもありましたように、広島県の業者の倒産など、給食業者は経営的に非常に厳しい状況になっていると思います。給食だけでなくほかの業界でも、高齢者の配食にしてもこここのところの値上げ幅というのは非常に大きいですし、円安もまだ続くでしょうし、油や光熱費などもまだ値上げが予想できないというのもあると思います。他局の建設の補正を聞いても、やはり金額の見直しをしないと契約が成立しないという話もありますし、今回の金額は大きいですが、この補正はやむを得ないと思います。

それと、今、四王天委員もおっしゃいましたが、業者の人のリスクですね。それをいかに担保していくかということも、持続可能な給食制度を行うためには大事だと思います。一方では、17年間という長期の契約を1社独占にさせるわけです。ですから、我々はそれをどのように、どこが適正な単価で、しかもこの前の異物混入ではありませんが、カメラを設置したり、新たなニーズも出てくるわけですね。議会からも附帯意見がついていますし、それも実行する。それと、子どもたちのニーズもいっぱい出てくると思います。それを生かす、担保するには、新たに予算化するしかないわけですね。予算化するか、ある程度の事業費の減免等の配慮というのにも必要になってくるでしょうから、なかなかこの1社独占の契約の交渉というのは難しいと思います。その辺りの交渉のルールと言いますか、先ほどの御説明と少し重なるとは思いますが、適正な契約の単価の考え方と、持続可能な業者に行ってもらわなければ困るわけで、その辺りの兼ね合いの基本的な考え方があったら、先ほどと重なる部分もあるかもしれませんが、改めてお聞きしたいと思っております。

赤井中学校給食推進担当課長

ありがとうございます。契約につきましては、債務負担行為の設定の議決を頂きましたが、4月には契約、B区分では基本協定ということで結んでいきたいと思っております。特に委託料につきましては、スライド条項のルールをお互いに共有するような形で、具体的には指数が1.5%を上回る場合には変更しましょうですとか、この指標が1.5%上がったらというような、光熱水費や神奈川県最低賃

金など、こういった指数が、ある時点と比べて1.5%上がったか下がったかというようなことを見てお互いに協議していきましょうというルールをしっかりと設けていきたいと考えております。

また、A区分は15年という契約期間になりますが、B区分は5年間の契約で、この両方の契約は連動していないといけないと思っております。ですので、A区分は15年ではありますが、5年に1度、B区分で契約をもう一度公募し直すというタイミングの中では、こういった指標のスライドにかかわらず、我々で積算をもう一度見直すというようなこともしていければと考えております。

中上委員

ありがとうございます。いずれにしても、今後もいろいろ新たなニーズへの対応や予算化など、業者との委託料の交渉は続いていくと思うので、難しい交渉になると思いますが、子どもたちのためにしっかりお願いしたいと思っております。

鯉淵教育長

ほかに。

大塚委員

私からは2点。まず1点目は、A3の裏側の「(3) 中学校における環境整備について」の「配膳室を順次整備」や「学校現場の意見も踏まえて検討するプロジェクト」というところで、「アレルギー対応や安全かつ効率的な配膳の仕組み」と書いてあります。私は小学校現場の人間ですので、このアレルギー対応に関しては、本当にひやりとする出来事をいくつか経験してまいりました。子どもの命に直結するものなので、非常に組織的かつシステムをきちんとしていかないと、一人の教職員のうっかりミスが子どもの命につながるという危険性がございます。それについて、こちらに「学校現場の意見も踏まえて検討するプロジェクト」と書いてありますが、プロジェクトというのはどういったメンバーで、少し具体を教えてくださいませんか。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。令和6年度にこのプロジェクトを立ち上げていきたいと思っておりますが、具体的には栄養士はもちろん、小学校の栄養士や、指導主事でも小学校の給食を担当している方など、あとは個別支援学級の生徒との関係性など、そういったことも出てくると思っておりますので、そういったいろいろな学校現場で経験されているメンバーを募っていただけると考えております。当然、我々健康教育・食育課が担当になりますので、養護教諭や、養護の指導主事など、いろいろなメンバーを考えております。また、学校教育事務所、4方面それぞれ一つのプロジェクトに1人ずつ入っていただくような形で、満遍なく給食にまつわるいろいろな経験をされている方をメンバーに募って検討を進めていただけると考えております。

大塚委員

ありがとうございます。学校の現場としては、一人ひとりのアレルギーの状況が違うので、時にはその子のアレルギー状況の専属のお医者様等との連携を図ってアレルギー対応をしていることもございます。ぜひ医療との連携という部分でもこのプロジェクトについて御検討いただいて、専門家の御意見も踏まえたところでお願いしたいと思っております。

それからあともう一点は、今、小学校ということでたくさん経験者が入るといえるのは非常に重要だと思います。小学校は様々な工夫をして、学校でミスのないような工夫をしておりますので、ぜひそういった文化を中学校にということでもお願いしたいと思っております。

もう一点、私は教職員歴が40年近かったのですが、家庭の事情で学校給食がそ

の子の健康作り、体作りの要になっている子どもたちとも出会ってきました。私が初任の段階から、中学校給食が実現するのはいつかなということをおぼろげに考えていた記憶がございます。それが40何年たってやっと実現していくということは非常に感慨深いです。その実現にあたっての苦労は様々ですし、私は現場の部分でのお話しかできませんが、子どもたちの意見や保護者の意見の中で、おいしいとか温かいとか安全で安心できるというのが多々出てきたと記憶しています。

それを受けて、A3の表の【参考】の部分に「新しい中学校給食の取組」ということで、温かさ、献立をよりおいしく改善、アレルギーの代替食、おかわり、それから、欠席の子どもをどうするのかということもいつき課題になっていたと思います。それが食べられるようなシステムになっていくとか、本当に細かいことですが一つ一つが非常に大事なのではないかと思います。この中に保温性食缶と書いてありますが、どの程度温かい状態になるのかということをお教えいただけますか。

赤井中学校給食推進担当課長

御質問ありがとうございます。この保温性食缶ですが、小学校で使用しているような食缶とは違いまして、二重構造になっているような食缶を今想定しております。汁物に保温性食缶を用いて提供することによりまして、温度としては、検証の中では、生徒が食べる直前の4時間たった時点で64度というような温度が出ていまして、小学校の給食を毎日測っているわけではありませんが、参考に測ってもらったら同じような温度で小学校の給食も提供されているということなので、保温性食缶で中学校でも小学校と同じような温度で提供できるかと考えております。

大塚委員

ありがとうございます。一つ一つの取組というのでしょうか、まずは汁物からということになって、前は保温性食缶という話はなかったのだと思います。それがこのようにステップアップしていくというのは、なかなか難しい状況ではあると思いますが、これからもそういった取組を継続していただきたいと思います。お願いいたします。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

泉委員

ただいま大塚委員からありましたアレルギー代替食の件で、少しだけ意見を申し上げたいと思います。学校給食で除去食ではなくて代替食ということは大変画期的かと思っています。私は2022年に食物アレルギーのある大学生を対象とした調査をしたことがありまして、小学校・中学校時代にどのような学校給食で苦労とか、どんな工夫をしていたかという調査をしたことがありました。その際に、除去食の場合、物が入っていないけれども、どうしても味が濃くて給食がとても嫌いになったとか、そういった悲しい結果が出てきました。あとは意外に子どもたちが当時気にしていたのが、明らかに周りから見て違う給食の形態で持ってこられる。つまり赤いトレイですとか、これはもちろん安全性を確保するためなのですが、ほかのお子さんとは全く異なる、危険物質を加えているような印象を持ってしまうような形態で来られたのがとてもショックだった、給食の時間というのがとてもつらかったというような意見が多くありました。もちろん学校は安全性を確保することが最優先ですので、できることできないことがあると思いますが、その折り合いをつけていく段階で、先ほどもありましたように、ぜひ子どもの意見に耳を傾けていただければ、本人が一番納得した上で、そういった少し

目立ってしまうかもしれない給食の時間であっても、これは自分の命のためなんだと理解できるのではないかと考えながら拝聴しておりました。感想です。以上です。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第64号議案「教育委員会事務局職員の人事について」、教委第65号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第66号議案「横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について」、教委第68号議案から教委第70号議案「教職員の人事について」、教委第71号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」は人事案件のため、教委第67号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第64号議案から教委第71号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、4月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、5月9日木曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月5日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、5月9日木曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第64号議案「教育委員会事務局職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第65号議案「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第66号議案「横浜市学校保健審議会臨時委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第67号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

教委第68号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第 69 号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第 70 号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第 71 号議案「横浜市教職員第二健康審査会委員の委嘱について」
(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後 2 時10分]